

モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説

<2010年04月>

モバイルアフィリエイト協議会
<<http://ma-c.org/>>

目次

ページ

1	運用方針について	1
2	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査に関する審査基準の整備について.....	2
2.1	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査について	2
2.2	モバイルアフィリエイト媒体主及び媒体審査水準について	4
3	内部規程の整備について.....	4
4	モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体審査の実施について.....	6

本概説は、モバイルアフィリエイト協議会（以下「MAC」という。）が策定したモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の一部を構成する概説を提示するものである。

概説とは、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の一部の要求事項に関して充足すべき最低水準や記載サンプルを示すものである。

本概説は、今後の社会的環境の変化、通信技術の発展、運用状況を踏まえ、充足すべき水準の変更、項目の追加等を適宜見直し、改正するものとする。

1 運用方針について

本項目は、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 3.2.1 に関連して事業者の代表者またはモバイルアフィリエイト事業管理責任者が、自らのモバイルアフィリエイト事業運用管理体制について運用方針「モバイルアフィリエイト事業に関する運用方針」を定め公開する際の様式である。モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準の 3. 要求事項の 3.2 計画、3.3 実施及び運用、3.4 点検・評価、3.5 改善を充足する運用管理体制を確立し、維持、改善することを、以下の体裁に従い、各事業者独自の方針を盛り込みつつ、表現することを求める。

モバイルアフィリエイト事業に関する運用方針

株式会社〇〇〇〇（以下「当社」という。）は、モバイルアフィリエイトサービス（以下「本サービス」という。）の運営に当たり、健全維持のために運用管理体制を整備するとともに、本体制が、モバイルアフィリエイト協議会（略称「MAC」）が定めたモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準を満たした状態を維持すべく、次の通り運用方針を定めております。

1. 基本方針に関して

当社は、本サービスの健全化のために、当社が適切と考える利用規約を制定し、会員登録時には利用規約への同意をいただいております。また、悪意あるユーザーの排除等の目的のため自社審査基準を定めております。

2. 運用体制に関して

当社は、本サービスの健全化のために、当社が適切と考える自社審査基準、組織体制、対応手順、及びノウハウ共有制度を設定し、媒体審査を実施しております。

3. ユーザー対応に関して

当社は、本サービスの健全化のために、問合せ対応窓口（外部からの問合せ対応を含む）を設置し、当社が適切と考える手順等を定めて対応しております。

4. 啓発・教育に関して

当社は、本サービスにおいて利用者向けに、FAQ、How to、及び用語集等を設置し、利用者に健全なサービス利用を広める取り組みを行なっております。

XXXX 年 XX 月 XX 日

株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説2 (基準3.2.2)》

2 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査における審査基準の整備について

本項目は、事業者が行うモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査における審査基準の整備について、審査基準で最低限充足すべき審査の基本原則と審査水準を示すものである。

2.1 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査基準について

事業者が整備する審査基準は、次に示す各審査区分と満たすべき要件及び該当媒体主及び媒体への対応を全て含んだものであること。

No.	審査区分	満たすべき要件	該当媒体主及び媒体への対応
1	新規媒体主登録時審査 (反社会性抵触審査)	<p>【対象】 該当媒体主全件</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人媒体に対して記事検索を行う。 2. 疑わしいと思われる企業に関しては「日経テレコン」「帝国データバンク」等も使用する。 <p>【頻度】都度実施</p>	問題があった場合には、入会不可とする。
2	新規媒体登録時、追加媒体登録時審査 (登録時媒体審査)	<p>【対象】 該当媒体全件</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規媒体登録、または追加媒体登録時に目視にて登録情報をもとに媒体を全件確認する。(目視確認は第二階層目まで) 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】都度実施</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
3	登録媒体審査 (媒体報酬額による媒体審査)	<p>【対象】 1ヶ月間の媒体主報酬が5,000円を超えた媒体主の全登録媒体</p>	事業者の審査基準に従い対応する。

		<p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象媒体について不適切語句チェックを行い、抽出された媒体を目視にて審査する。(目視確認は第二階層まで) 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】3ヶ月に一度</p>	
	(登録情報変更に伴う媒体審査)	<p>【対象】</p> <p>登録情報変更媒体(URL等の変更)</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 登録情報変更媒体を抽出する。 2. 抽出した媒体を目視にて審査する。(目視確認は第二階層まで) 3. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 <p>【頻度】都度</p> <p>【その他】口座番号の変更回数等についても審査基準で定め、目視確認の対象とする。</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
4	外部情報による審査 (警察照会等をもとにした審査)	<p>【対象】</p> <p>警察照会/外部関係機関からの連絡・問い合わせで審査が必要と判断した媒体</p> <p>【フロー】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報をもとに、当該媒体を目視にて審査する。 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。 3. 審査結果の情報共有が必要な場合には適切に連絡を行う。 <p>【頻度】都度</p>	事業者の審査基準に従い対応する。
	(一般通報等をもとにした審査)	<p>【対象】</p> <p>一般通報/問い合わせ等で審査が必要と判断した媒体</p>	事業者の審査基準に従い対応する。

		【フロー】 1. 情報をもとに、当該媒体を目視にて審査する。 2. 審査基準に従い、問題のある媒体には適切な対応を行う。	
		【頻度】 都度	

2.2 モバイルアフィリエイト媒体主及び媒体の審査水準について

審査担当者によるモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査において、適式性を判断できる審査水準を作成すること。

審査水準は次に示す事項を含んだものであること。

- a) 法規違反となる事象ならびにその具体的な方法や事象自体を誘引・誘発・助長・ほう助する情報・描写を含む媒体については利用を停止する。
- b) 暴力、自殺、いじめ、誹謗中傷等ならびにその具体的な方法や事象自体を誘引、誘発、助長、ほう助する情報・描写を含む媒体については利用を停止する。
- c) インターネット異性紹介サイトやアダルトコンテンツ提供サイト等でコンテンツの閲覧や利用に広告等の登録を条件としている媒体については利用を停止する。
- d) MAC が定める事項に該当する媒体については利用を停止する。

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説 3（基準 3.2.4）》

3 内部規程の整備について

本項目は、事業者がモバイルアフィリエイト事業運用管理体制に必要な計画、実施及び運用、点検・評価、改善について作成する文書で、最低限含めなければならない事項と構成を示すものである。

事業者は、次に示す事項に基づき内部規程の文書を時点情報付きで作成し、維持することを求める。

- a) モバイルアフィリエイト事業従事者の体制及び権限と責任に関することとして、先ずモバイルアフィリエイト事業管理責任者、評価員を定め、モバイルアフィリエイト事業従事者全体の組織体制図を作成すること。また組織体制図の構成に合わせて権限と責任がわかる業務分担概要の文書を作成すること。
- b) 取り扱う媒体主及び媒体の審査基準、審査方法に関することとして、審査基準、審査帳票(雛型)、審査方法等、審査を実施する上で必要な文書を作成すること。

- c) 取り扱う媒体主及び媒体の審査手順に関することとして、組織体制図の構成に合わせ、審査担当や報告先がわかる文書を作成すること。
- d) 取り扱う媒体主及び媒体の審査結果記録の作成、管理、報告に関することとして、その方法がわかる文書を作成すること。
- e) 取り扱う媒体主及び媒体の審査において問題を確認した媒体主への対応に関することとして、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査において、事業者の審査基準を満たさない問題点を確認した当該媒体主への対応方法、対応期限等に関する文書を作成すること。
- f) 関係法令の遵守に関することとして、どのように法令遵守を行うか、その方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- g) 機密情報の管理に関することとして、モバイルアフィリエイト事業で取り扱う機密情報管理の方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- h) 外部関係機関からの情報や一般からの通報、問い合わせ対応に関することとして、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- i) モバイルアフィリエイト事業従事者の教育に関することとして、当該従事者へモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説の内容を周知し、また実施するモバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について当該従事者間でノウハウ共有を行えるように、その方針、体制、運用を規定した文書を作成すること。
- j) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制における文書・記録の作成、管理に関することとして、モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説で定めた文書及び記録を時点情報付きで作成し、適切に管理する為に、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- k) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の実施及び運用の点検・評価に関することとして、自らの運用管理体制がモバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準を満たしているか、各部署の定期的な点検及び評価員の評価について、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。
- l) モバイルアフィリエイト事業運用管理体制の見直しに関することとして、事業者の取り組みが、常にモバ

イルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準と本概説を充足し適切な状態を維持するため定期的に見直しを実施できるよう、その方針、体制、運用方法を規定した文書を作成すること。

《モバイルアフィリエイト事業運用管理体制適合基準 概説 4（基準 3.3.1）》

4 モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について

本項目は、モバイルアフィリエイト広告媒体主及び媒体の審査について、最低限充足すべき基本原則を示すものである。

事業者は、アフィリエイト広告媒体主及び媒体について、事業者が審査基準で定めた審査を必ず実施すること。

※審査を実施した際には必ず審査内容、審査期日が記載された記録を作成すること。